

○南城市移動支援事業実施要綱

平成21年4月21日

告示第45号

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号の規定に基づき、屋外での移動が困難な障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）に対し、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行う移動支援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平25告示30・一部改正）

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、南城市とする。

(事業内容)

第3条 この事業は、屋外での移動が困難な障害者等に対する社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援で、その内容は別表第1のとおりとする。ただし、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、法に規定する障害福祉サービス又は介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する保険給付により、この事業に相当するサービスを受けることができる場合は、この事業に優先して行うものとする。

(指定事業者)

第4条 この事業は、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者（居宅介護を行うものに限る。）で市長の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）が行う。

(事業者の指定手続)

第5条 前条の市長の指定を受けようとする事業者は、移動支援事業者指定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、移動支援事業者指定決定・却下通知書（様式第2号）により事業者に通知するものとする。

(指定の取消し)

第6条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 指定事業者が指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消された等の理由により要件を欠くに至ったとき。
- (2) 地域生活支援給付費の請求に関し不正があったとき。
- (3) 指定事業者が、不正の手段により指定を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定事業者として適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により指定事業者の指定を取り消したときは、移動支援事業者指定取消通知書（様式第3号）により当該事業者に通知するものとする。

（指定事業者の届出義務）

第7条 指定事業者は、当該指定に係る申請事項に変更が生じたとき又は事業を中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに移動支援事業者変更・中止届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（対象者）

第8条 この事業の支給対象者は、市内に居住する者で法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障害者（児）」という。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けた者（以下「身障手帳所持者」という。）で、身体障害者程度等級表（以下「身障等級表」という。）に定める1級及び2級に該当する者で、両上肢及び両下肢の機能障害を有するもの又はこれに準ずる者で、屋外での移動に制限があり、介助を要するもの
- (2) 知的障害者福祉法に定める知的障害により、屋外での移動に制限があり、介助を要する者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、屋外での移動に制限があり、介助を要するもの
- (4) 法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である障害者（児）で、屋外での移動に制限があり、介助を要するもの
- (5) 前各号に定める者のほか、市長が特に必要と認めるもの

（平25告示30・全改、令2告示125・一部改正）

（申請）

第9条 この事業の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者（以下「申請者」とい

う。)は、地域生活支援事業支給申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(支給要否決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、支給の要否を決定するため、当該職員をして当該申請に係る障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境等について調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による調査の結果を勘案して、速やかに支給の要否を決定し、地域生活支援事業支給決定通知書(様式第6号)又は地域生活支援事業支給却下決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により支給を決定するときは、月を単位として地域生活支援給付費を支給する移動支援の量(以下「支給量」という。)及び支給決定の有効期間を定め、支給決定を受けた申請者(以下「支給決定障害者等」という。)に地域生活支援サービス受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

(支給量の上限)

第11条 支給量の上限は25時間までとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(支給決定の有効期間)

第12条 支給決定の有効期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と、1月間から12月間までの範囲内で月を単位として市長が定める期間を合算して得た期間とする。

2 支給決定を行った日が月の初日である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、1月間から12月間までの範囲内で月を単位として市長が定めた期間を支給決定の有効期間とする。

(変更申請)

第13条 申請者は、第10条第3項の規定により決定された内容について変更を申請しようとするときは、地域生活支援事業支給変更申請書(様式第8号)に受給者証を添えて、市長に提出しなければならない。

(変更通知)

第14条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その要否について地域生活支援事業支給変更決定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給の決定を取り消すことがで

きる。

- (1) 支給決定に係る障害者等が第8条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 支給決定に係る障害者等が、支給決定の有効期間内において南城市に居住地を有しなくなったとき。(支給決定に係る障害者等が法第19条第3項に規定する特定施設へ入所することにより南城市に居住地を有しなくなったときを除く。)
- (3) 第9条又は第13条の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。
- (4) その他市長が支給の決定を取り消すことが必要であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定の取消しを行ったときは、地域生活支援事業支給決定取消通知書(様式第10号)により当該支給決定障害者等に通知するとともに、受給者証の返還を求めるものとする。

(令6告示85・一部改正)

(支給決定障害者等の届出義務)

第16条 支給決定障害者等は、申請内容に異動が生じたときは、速やかに地域生活支援事業申請内容変更届出書(様式第11号)に受給者証を添えて、市長に提出しなければならない。

2 支給決定障害者等は、受給者証を紛失し、又は破損したときは、地域生活支援サービス受給者証再交付申請書(様式第12号)により再交付を市長に申請するものとする。

(給付費の支給)

第17条 市長は、支給決定に係る障害者等が支給決定の有効期間内において、指定事業者から移動支援を受けたときは、当該支給決定障害者等に対し、移動支援(支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用について地域生活支援給付費(以下「給付費」という。)を支給する。

2 移動支援を受けようとする支給決定障害者等は、指定事業者を受給者証を提示して移動支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由があると市長が認める場合については、この限りでない。

3 給付費の額は、別表第2に規定する基準により算定した額から第20条に規定する利用者負担を控除した額とする。ただし、移動にサービス提供者自らの運転する車両を使用する場合は、運転中の時間は給付費の額の算定対象としない。

(代理受領)

第18条 指定事業者が支給決定障害者等に代わって給付費の支払を受けることに関して同意を得ているときは、市長は前条第1項の規定により支給する給付費を指定事業者に支

払うことができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し給付費の支給があったものとみなす。

(給付費の請求)

第19条 指定事業者が給付費を請求しようとするときは、移動支援を提供した月の翌月の10日までに、地域生活支援給付費請求書(様式第13号)に当該請求に必要な地域生活支援給付費明細書(様式第14号)及び移動支援事業提供実績記録票(様式第15号)を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する請求があったときは、市長は、その内容を審査し、移動支援を提供した月の翌月の末日までに給付費を支給するものとする。

(利用者負担)

第20条 支給決定障害者等は別表第2に規定する基準により算定した額の100分の10に相当する額を利用者負担として指定事業者に支払うものとする。ただし、支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている世帯にあつては、利用者負担を免除する。

(指定事業者の遵守事項)

第21条 指定事業者は、支給決定に係る障害者等に対して適切な移動支援を提供できるよう、サービス提供者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定事業者は、サービス提供者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 3 指定事業者は、支給決定障害者等に対し、その提供するサービスの内容、料金、サービス提供者の資格及び経理状況を明示しなければならない。
- 4 指定事業者は、移動支援提供時に事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、市長及び家族等に連絡しなければならない。
- 5 指定事業者は、サービス提供者、会計及び移動支援提供記録に関する諸記録を整備し、移動支援の提供日から5年間保管しなければならない。
- 6 指定事業者は、業務上知り得た支給決定障害者等に関する秘密を正当な理由なく漏らすてはならない。指定事業者がその事業を廃止し、又はその指定を取り消された後も同様とする。

(支給決定障害者等の遵守事項)

第22条 支給決定障害者等は、受給者証を他人に譲渡し、又は貸与するなど不正に使用し

てはならない。

(補則)

第23条 この告示に規定するもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年4月1日告示第30号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月1日告示第125号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年9月30日告示第149号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の各告示に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和6年4月1日告示第85号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

(令2告示125・全改)

区分	内容
1 社会生活上必要不可欠な外出	ア 金融機関等での手続き イ 公的行事への参加 ウ 生活必需品の買い物 エ 冠婚葬祭への出席 オ その他市長が特に必要と認める者
2 余暇活動等の社会参加のための外出	ア 外食 イ レジャー、レクリエーション等 ウ 映画鑑賞、観劇等 エ その他市長が特に必要と認める者
3 対象としない外出	ア 保護者等による介助等が適当であると認められる場合の

	障害児の外出
イ	保護者、通所支援事業所等による介助等が適当であると認められる通学、通所等の通年かつ長期にわたる外出
ウ	通勤、営業活動等の経済活動に係る外出
エ	ギャンブル又は飲酒をするための外出
オ	宗教活動、政治的活動その他の特定の利益を目的とする団体の活動に参加するための外出
カ	その他社会通念上適当でない外出

別表第2（第17条、第20条関係）

（令6告示85・全改）

移動支援事業 基準単価表

1 日中帯（8：00～18：00）

利用時間	単価	
	（身体介護を伴わない）	（身体介護を伴う）
30分以下	1,050円	1,700円
30分を超えて1時間以下	1,800円	3,100円
1時間を超えて1時間30分以下	2,550円	4,500円
1時間30分を超えて2時間以下	3,300円	5,900円
2時間を超えて2時間30分以下	4,050円	7,300円
2時間30分を超えて3時間以下	4,800円	8,100円
3時間を超えて3時間30分以下	5,550円	8,900円
3時間30分を超えて4時間以下	6,300円	9,700円
4時間を超えて4時間30分以下	7,050円	10,500円
4時間30分を超えて5時間以下	7,800円	11,300円
5時間を超えて5時間30分以下	8,550円	12,100円
5時間30分を超えて6時間以下	9,300円	12,900円
6時間を超えて6時間30分以下	10,050円	13,700円
6時間30分を超えて7時間以下	10,800円	14,500円
7時間を超えて7時間30分以下	11,550円	15,300円
7時間30分を超えて8時間以下	12,300円	16,100円

8時間を超えて8時間30分以下	13,050円	16,900円
8時間30分を超えて9時間以下	13,800円	17,700円
9時間を超えて9時間30分以下	14,550円	18,500円
9時間30分を超えて10時間以下	15,300円	19,300円

2 夜間早朝帯（6：00～8：00、18：00～22：00）

利用時間	単価	
	（身体介護を伴わない）	（身体介護を伴う）
30分以下	1,310円	2,130円
30分を超えて1時間以下	2,250円	3,880円
1時間を超えて1時間30分以下	3,190円	5,630円
1時間30分を超えて2時間以下	4,130円	7,380円
2時間を超えて2時間30分以下	5,070円	9,130円
2時間30分を超えて3時間以下	6,010円	10,130円
3時間を超えて3時間30分以下	6,950円	11,130円
3時間30分を超えて4時間以下	7,890円	12,130円

3 深夜帯（22：00～6：00）

利用時間	単位	
	（身体介護を伴わない）	（身体介護を伴う）
30分以下	1,580円	2,550円
30分を超えて1時間以下	2,710円	4,650円
1時間を超えて1時間30分以下	3,840円	6,750円
1時間30分を超えて2時間以下	4,970円	8,850円
2時間を超えて2時間30分以下	6,100円	10,950円
2時間30分を超えて3時間以下	7,230円	12,150円
3時間を超えて3時間30分以下	8,360円	13,350円
3時間30分を超えて4時間以下	9,490円	14,550円
4時間を超えて4時間30分以下	10,620円	15,750円
4時間30分を超えて5時間以下	11,750円	16,950円
5時間を超えて5時間30分以下	12,880円	18,150円
5時間30分を超えて6時間以下	14,010円	19,350円

6時間を超えて6時間30分以下	15,140円	20,550円
6時間30分を超えて7時間以下	16,270円	21,750円
7時間を超えて7時間30分以下	17,400円	22,950円
7時間30分を超えて8時間以下	18,530円	24,150円

(注)

- 1 原則として利用できる時間帯は、日中帯（８：００～１８：００）及び夜間帯（１８：００～２２：００）とする。
- 2 緊急時の病院受診、家族の入院の付添い等やむを得ない場合は、早朝帯（６：００～８：００）及び深夜帯（２２：００～６：００）の利用ができるものとする。
- 3 この表において「身体介護を伴う」とは、次の支援が必要な状態にあると市長が認めた者とする。
 - ① 排泄介護
 - ② 摂食介護
 - ③ 衣類着脱
 - ④ 突発的な飛び出しやパニックへの対応等の行動援護に関する支援